

事務連絡  
令和2年5月7日

市内指定障害児相談支援事業者 各位

西宮市生活支援課長  
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る障害児相談支援業務の取り扱いの一部変更について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る障害児相談支援業務の取り扱いについては、これまで「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等により示されているところですが、新たに「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について（令和2年5月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」（以下「国通知」といいます。）が発出されました。これを受け、本市通知「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて（令和2年3月4日付西宮市生活支援課ほか連名事務連絡）」について、一部内容を下記のとおり変更いたします。

## 記

### 1. 変更点

- 「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて（令和2年3月4日付西宮市生活支援課ほか連名事務連絡）（抄）

（下線部分は変更部分）

変更後	変更前
1・2 （略） 3. 各種加算について ア～オ （略） カ サービス提供時モニタリング加算 感染拡大防止の理由であっても、サービスの提供現場を訪問できない場合は算定できません。 <u>ただし、放課後等デイサービス事業の事業所の提供状況等の確認にあたっては、感染拡大防止への対応のため、電話・メール等の方法で行った場合も算定を可能とします。</u> 4. （略）	1・2 （略） 3. 各種加算について ア～オ （略） カ サービス提供時モニタリング加算 感染拡大防止の理由であっても、サービスの提供現場を訪問できない場合は算定できません。 4. （略）

## 2. 電話・メール等の方法によりサービス提供時モニタリング加算を算定する場合の留意事項

### (1) 対象となるサービス

放課後等デイサービス事業に限る。

※ 国通知において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に学齢期の障害児の支援については、学校の一斉臨時休業以降、放課後等デイサービス事業所を中心に対応がなされてきていますが、緊急事態宣言が継続され、外出自粛要請が長期化し、障害児本人や同居する保護者等家族の負担が増している世帯が増加しつつあることを鑑みて、臨時的取扱いを可能とする旨が示されている。

### (2) 状況確認する相手方

状況確認すべき相手方は、次に掲げる全ての者とします。

- ・ 障害児の保護者等家族
- ・ 放課後等デイサービス事業所の管理者又は従業員（注）

（注） 現にサービス提供を行った者が望ましいですが、困難な場合は、管理者や児童発達支援管理責任者等が当該サービス提供者に確認した上で状況を把握している場合、管理者等から状況を確認しても差し支えありません。

### (3) 状況確認する時間帯

原則として、放課後等デイサービスの提供が実施されている時間帯とします。

なお、放課後等デイサービスの提供時間帯に確認ができない場合は、提供後速やかに確認することで差し支えありません。

### (4) 算定において記録する事項

従前においても同加算を算定するにあたり、国の標準様式等によりサービス提供時の障害児相談支援対象障害児等の状況、その他必要な事項を確認・記録されているところですが、電話・メール等の方法により同加算を算定する場合は、加えて次の事項も記録するようにお願いします。

- ア 状況確認した日時
- イ 状況の確認方法（電話・メール等）
- ウ 状況を確認した相手方

### (5) その他

障害児本人や同居する保護者等家族の負担が増している世帯について、重点的に訪問や電話・メール等の相談を実施するとともに、放課後等デイサービス事業所に対する相談などの事業所支援にも努めるようにしてください。

### 3. 適用期間

本通知の取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

以上

#### 【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082